

平成24年第14回教育委員会会議録

日時：平成24年10月18日（木）

午後3時開会

場所：教育委員会室

出席委員

| | |
|-------|---------|
| 委員長 | 中 湖 喬 |
| 職務代理者 | 石 井 雅 子 |
| 委員 | 坪 井 守 |
| 委員 | 松 本 昭 彦 |
| 教育長 | 中 野 和 代 |

出席者

| | |
|-------------------|---------|
| 教育次長 | 中 村 光 一 |
| 学校教育・人権教育担当理事 | 岡 野 俊 |
| 教育総務担当参事（兼） | |
| 教育総務課長（兼）香良洲事務所長 | 市 川 昭 子 |
| 保健・給食担当参事 | |
| （兼）中央学校給食センター所長 | 永 井 嘉 久 |
| 津図書館担当参事（兼）津図書館長 | |
| （兼）津図書館図書事務長 | 新 堂 雅 行 |
| 学校教育課長 | 長 井 一 哉 |
| 教育研究支援課長（兼）教育研究所長 | 荻 原 くるみ |
| 人権教育課長 | 伊 藤 浩 司 |
| 生涯学習課青少年担当副参事 | |
| （兼）青少年センター所長 | 槌 谷 英 史 |
| 生涯学習課公民館事業担当副参事 | |
| （兼）津中央公民館長 | 藪 内 茂 |
| 安濃事務所長（兼）河芸事務所長・ | |
| 芸濃事務所長・美里事務所長 | 竹 村 健 |
| 白山事務所長（兼）一志事務所長・ | |
| 美杉事務所長 | 滝 加寿代 |

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。議案第30号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、議案第31号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、議案第32号 津市文化財保護審議会の委嘱について、3件のご審議をお願いします。審議に入ります前にちょっとだけ良い話をさせていただきたいと思います。商工会議所の方から津市の教育に対する提言ということで、市長と私でお会いをさせていただいたんですが、その席で市長が、津まつりのことでミッキーマウスのパレードがなぜ津市で行われたかという話をされました。ディズニーから津市にお電話があつて、津市へまたパレードに行きたいというオファーがあつて、こちら喜んでということだったんですが、どうして津市へというふうに聞いたら、本当にパレードの時の交通整理等、整然とした対応が非常に気持ち良くパレードができるということでした。市長もすごく喜んで、警察署へ「きちんと警備をしてくれるので、こんなオファーがあつてまた来てもらうことになった。」という話をしたら、警察署の人が、「いやいや、あれは、ボランティアの人やいろんな人がちゃんと整備をしてくれるので、私たちがやっているというよりも、彼らがきちっとやってくれるので、そういうパレードができるんですわ。」と言われたので、まつり実行委員会の人たちにそういう話をしたら、「いやいや、子どもたちが、ここに座って。」と言ったら、「はい。」と座って、「立たないで後ろの人がちゃんと見えるようにね。」というのと、ちゃんと言うことを聞いて、子どもたちが座ってくれるので、私たちは指示をするだけで、本当に楽に行事をこなすことができるんですと、言われましたというような話を紹介していただきました。ちょっとだけ褒めてもらったかなと思うので、お話させていただきました。難しい議論が始まる前に、ちょっとリラックスしていただいて、後の方、担当の方から説明させていただきますので、宜しくをお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。それでは、本日の議案は、議案第30号から議案第32号までの議案3件です。議案第30号及び議案第31号の2件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第30号及び議案第31号につきましては、非公

開と決定します。

議案第30号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第30号 非公開で開催

議案第30号 原案可決

議案第31号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第31号 非公開で開催

議案第31号 原案可決

中湖委員長 それでは、議事に入ります。議案第30号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課公民館事業担当副参事

生涯学習課公民館事業担当副参事 議案第30号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について説明させていただきます。今回の改正は津市中央公民館につきまして、津センターパレスの一部規則による整備を行います事からその位置を「丸之内養正町1番1号」から「大門7番15号」に改めようとするものです。また整備に伴いまして施設または設備機器の変動等ありますので、新たに設置いたします調理実習室、情報研修室、情報研修室機器1式に使用料を設定するとともに、ホールの使用料を改め、実習室の施設名称を創作室に改めます。なお、施行期日につきましては平成25年9月1日から施行しようとするものです。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いいたします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

石井委員

石井委員 情報研修室、情報研修室機器1式とあるんですが、情報研修室という場所には機器が何台も置かれているのでしょうか。学校のパソコン室みたいな感じでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 パソコンを30台の配置をしまして、映像に関する機器も使えます。その、情報研修室の機器であるパソコンの利用につきまして、使用料をいただくということです。

石井委員 例えば個人が、情報研修室で情報研修機器1式を借りて何かしようと思う時に、研修室の代金を払って機器1式の代金も払うのでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 おっしゃる通りで、部屋代も機器使用代と併せた使用料ということになります。

石井委員 機器1式はいいんですけれども、研修室は、30台入るところで広いかと思うんですけれども、そこに、一人入っても、その部屋を貸し切るわけではなくて、何人も入れるわけですね。一人が、その機器を1式借りるのに

研修室の使用料金が少し高くないかなと感じるんですけども、いかかがでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 まずお尋ねの、一人で利用というのは、まずは想定は無いとは思っていますので、仮に個人で部屋貸し等であれば、あるかもしれません。そこへ向けては、例えば一台ご使用になっても、30台全部使われても同じ料金で使っていただくということです。

中湖委員長 他にございませんか。

坪井委員

坪井委員 料金の設定は、標準が分からないのですが、例えばホールのところは、前回に比べて改定後は、安くなっていますが、これは利用率というか稼働率がかなりあるから安くされたのか、それとも、他の公民館、等々と比較しながらこのぐらいが適正な料金かなという設定をしたのかその辺の背景がどんな感じなんでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 ようするに、公共の施設の利用料金の基本的な考え方というか方針というのは、市全体では統一したルールはまずないというのは、一つ問題ではあるんですが、その辺のことを踏まえまして、今お尋ねの例えばホールに関しまして安くなったというのは、一つには今までも各利用者、あるいは市民団体さん等々との話し合いでは、出た意見の中では、中央公民館は、ほとんどの人が特に高いと、高いか安いかというのは微妙な事なんですけど、私ども考えた中では、類似の施設とでは、バランスを取っていかないといけないというのがありますので、ホールとしては一番新しくは高茶屋の市民センターホール、288名、270㎡というキャパがあるんですが、そちらの利用の形態が9時から12時までが4,000円、13時から17時が4,000円、18時から21時30分が5,100円というような料金設定です。それを、まず試算、訂正をさせていただいた考え、それと、河芸公民館に大きなホールがありますが、これがキャパが500名、578㎡というようなものなんですけど、本格的なものなんです。これにつきましても、今申しましたように、6,000円、7,000円、7,000円というような利用料金の設定でございますので、そういったことも考えますと、今の中央公民館の9,000円というのがかなり高いので、類似施設に合わせたということもあります。ただ、その、本来算定するとなれば、原価を受益者負担割合にかけて試算をするのが本来だと思います。人件費なり、あるいは、物に係る費用とか

加味して、これだけ要るので時間これだけ開設して、㎡いくらというような形で割り出していくんだと思います。具体的な試算はしてないんですけど、今の9,000円よりももっと超していくような料金になったりすると、激変緩和とかいろんな措置も考えていかないと心配な事項もたくさんあると思っておりますが、考えとしては、そういう施設からもってきているというのが、説明になります。

坪井委員 よく分かりました。私も、安くした方がいいと思っておりますけれども、公民館はやっぱり公ですから、儲け主義ではないので、やはり手頃な利用しやすい料金というのは、単なる計算だけではいけないんじゃないかなということで、賛成という意味合いで質問させていただきました。よく分かりました。

中湖委員長 他によろしいですか。

一点聞いてよろしいですか。

中湖委員長 使用料については、午前、午後、それから夜間と3つの区別がありますが、この夜の金額というのは、使用料というのは高くとってもいいのではないかというのを感じました。それともう一件、この中には、冬は暖房、夏は冷房を使うと思うんですが、それも含まれているのですか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 先程申しましたが、午前中あるいは昼間、夜という設定につきましては、類似の施設につきましても夜は高めの設定になっております。周辺の公民館の設定につきましても、昼からと夜は同じ額ということで、夜だけ格別高くという考えはしておりません。5,000円で計上して徴収する考えで行きたいと思っております。それと、冷暖房の方は今まで3割増で頂戴するかたちになっています。

中湖委員長 また、別途3割。午前やと、その3割。それはどこかに表わしくわけですか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 これの表記は、この表には。

教育次長 今回の、議案で表記されておりますのは、変更のあったところだけを表記させていただいておりますので、公民館の設置及び管理に関する条例の本文の方には全て表記されております。それと、夜は、ちょっと高くみないとい

けないという話は、今現在ある公民館を移設するというだけですので、新たに新しいものを建てるという考えではございませんので、これまで使っていた施設は、そのまま移行する。ただその中でも、ホールにつきましては夜間項目が他の施設にもなかったのも、他の施設とも合わせさせていただいたと。それと、新たに設置する新しい施設については、新たにこれも他の施設と足並みをそろえたようなかたちで設定させていただいたというかたちです。

中湖委員長 他にございませんか。

松本委員

松本委員 ちょっと細かい事なんですけれども、新しい方の表で、ピアノというのがあがってないんですが、これは主にホールの使用に入っているということでいいのでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 ご質問のそのとおりでございます。これまで、ピアノ、あるいは拡声器マイク等の利用につきましては、利用金設定がありましたので頂戴しておりました。が、他の館と比べますと、ピアノを特別に徴収しているところは、敬和だけでございまして、その施設の中の一体と含めての考えのもとから、料金は削除させていただきました。

中湖委員長 他に御質問ございませんでしょうか。

石井委員

石井委員 センターパレスに関しては、駐車料金が発生するかどうかと思うんですが、それでよかったですでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 はい。御質問のとおりで、駐車料金が発生します。

石井委員 それは、これとは別に駐車料金を払うんですか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 講座に関わる方の御利用につきましては、講座の時間については、市の方から利用券を配付して、市が払うという形をとります。

中湖委員長 他に御質問ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 ご異議なきようですので、議案第30号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、議案第31号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課

生涯学習課 議案第31号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について説明させていただきます。この議案につきましては、津市の郷土資料館6館ございますが、一人でも多く広く市民の利用を促進するために、現在入館料を徴収しております香良洲歴史資料館と美杉ふるさと資料館の入館料を無料とする事の改正を行うものです。資料の3ページ目に新旧対照表がありますのでご覧ください。現行につきましては、「(入館料)第6条 資料館への入館は、無料とする。ただし、津市香良洲歴史資料館及び津市美杉ふるさと資料館への入館については、入館者から別表に定める入館料を徴収する。」ということになっております。今回これを改正しまして、現行の但し書き以下を、美杉ふるさと資料館につきましては、資料館と併設しています創作館、木工や工芸といったことを体験できる創作館がございますが、そこの体験するための材料費の徴収を雑費負担ということで新しくは、但し書きのところに、「津市美杉ふるさと資料館の創作館の使用に伴う一般的な消耗資材等の実費については、使用者の負担とする。」というふうに改正をしていきたいと思っております。その消耗資材としては、主な物としましては、杉の木を加工しました例えば、ペン立てであるとか、写真立てであるとかそういうもの木の材料です。以下入館料に関する条文で第7条は減免ということで削除、第11条、16条につきましては指定管理者、美杉ふるさと資料館は指定管理者の管理になっておりますので、こちらの入館料に関わる部分につきましては削除してございます。別表についても削除ということになります。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

石井委員

石井委員 これまで市外からの入館者は、どれくらいあったんでしょうか。

生涯学習課 市内、市外は区分をしておりませんで、香良洲歴史資料館のみ入館料を市民は無料ということで、有料は市外ということになっておりますので、23年度につきましては4月から1月まで改修しておりますので、24年度4月リニューアル以後、4月17日から9月末までの事を報告させていただきますと、入館者の方が3,308名で、市外で有料で入られた方は、1,074名、市内で無料で入られた方は2,234名です。

中湖委員長 よろしいですか。

石井委員

石井委員 この、資料館収入は、市外、特に香良洲ですけれども、市外からの資料館収入に充てていたものというのは、これから減免すると無くなるということなんですけれども、それについては大丈夫でしょうか。

生涯学習課 入館料収入につきましては、香良洲事務所で主に資料館の施設管理の方に充当しております。

中湖委員長 他に御質問ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 ご異議なきようですので、議案第31号 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、議案第32号、津市文化財保護審議会の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課

生涯学習課 議案第32号、津市文化財保護審議会の委嘱について、説明させていただきます。この議案は現在津市文化財保護審議会委員の任期が来月11月13日に満了することから、同審議会の委員の承認をお願いしようとするものです。資料の1ページをご覧くださいと思います。今回委嘱しようとする委員の皆様、津市文化財保護審議会委員（案）にあります13名で、全て継続です。委員案にごぞいます方々は、特に専門性を有しまして、それぞれ専門分野について見識がごぞいます。また、市内の文化財に精通している委員の皆様さんということで、また現在、市指定文化財の候補の調査の方も継続中です。

このことから、現行のまま全て継続し委嘱しようと考えています。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

石井委員

石井委員 ここに掲げてある、審議会委員の皆さん方、全員男性ですか。

生涯学習課 男性です。

石井委員 女性の方が、1人ぐらいいらしてもどうかなどは、思うんですけども。13名の枠の中で。

生涯学習課 現在のところは、男性ばかりなんですけれども、過去には女性の方もみえました。特に何人中、何名女性というような構成も似つかわしくないと考えますので、やっぱりその、市内の歴史や文化財に精通した方々の中から女性の方も精通された方がみえましたら、審議会委員の候補にと思っておりますので、現在のところは、現行でということです。

中湖委員長 他に、御質問等ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 それでは、ご異議なきようですので、議案第32号、津市文化財保護審議会の委嘱について、原案どおり承認します。